

平成27年第3回（8月）

県央地域広域市町村圏組合議会定例会

会 議 録

県央地域広域市町村圏組合

平成27年第3回（8月）県央地域広域市町村圏組合議会定例会

1 場 所 諫早消防署 4階大会議室

2 会 期 平成27年8月4日（1日）

3 会期日程表

月	日	曜	種 別	内 容
8	4	月	定 例 会	開会、会期決定、会議録署名議員の指名、議案上程、説明、審議、採決、閉会

4 付議事件表

議 案 番 号	審議方法	事 件 名	議決月日	結 果
		会期決定の件	8月4日	8月4日の1日と決定
		会議録署名議員の指名について	8月4日	相浦喜代子君 田川伸隆君 指 名
議 案 第 10 号	本会議	財産の取得について（救助工作車Ⅱ型（4WD）の購入）	8月4日	原案可決
議 案 第 11 号	本会議	平成26年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について	8月4日	認 定
議 案 第 12 号	本会議	監査委員の選任につき同意を求めることについて	8月4日	佐藤忠道さんの選任に同意

○ 出席議員（15名）

- 1 番 北 坂 秋 男 君
- 2 番 千 住 良 治 君
- 3 番 相 浦 喜代子 君
- 4 番 田 川 伸 隆 君
- 5 番 西 口 雪 夫 君
- 6 番 土 井 信 幸 君
- 7 番 北 島 守 幸 君
- 8 番 伊 川 京 子 君
- 9 番 村 上 信 行 君
- 10 番 朝 長 英 美 君
- 11 番 北 村 貴 寿 君
- 12 番 松 尾 文 昭 君
- 13 番 大久保 正 美 君
- 14 番 村 上 秀 明 君
- 15 番 山 口 隆一郎 君

○ 欠席議員（なし）

○ 説明のため出席したもの

- | | | | |
|-----------|---------|-------|---------|
| 管 理 者 | 宮本 明雄 君 | 副管理者 | 松本 崇 君 |
| 副管理者 | 金澤秀三郎 君 | 監査委員 | 佐藤 忠道 君 |
| 事務局長 | 北村 雅史 君 | 消 防 長 | 西原 直之 君 |
| 次長兼消防総務課長 | 川原 敦 君 | | |
| 総務課長 | 野田 一男 君 | 事業課長 | 川上謙次郎 君 |
| 諫早署長 | 城下 和美 君 | 大村署長 | 福島 錦哉 君 |
| 小浜署長 | 富岡 正英 君 | | |

○ 議会関係出席者

- 書 記 長 野田 一男 君
- 書 記 江頭 英敏 君

午後 1 4 時開会

○議長（山口隆一郎君）

ただいまから、平成 2 7 年第 3 回県央地域広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表により取り計らいたいと思っておりますので御了承ください。

今期定例会に説明員の出席を求めましたので御報告いたします。

それでは、議事に入ります。

日程第 1、「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、会期は本日一日と決定いたしました。

次に、日程第 2、「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

今期定例会の会議録署名議員に、

3 番 相浦 喜代子 議員

4 番 田川 伸隆 議員

以上二名を指名いたします。

次に、総括的に管理者の説明を求めます。

○管理者（宮本明雄君）

本日ここに、平成 2 7 年第 3 回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御健勝にて御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

日頃より、組合運営に御理解と御協力をいただき、この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。

組合におきましては、「常備消防及び救急業務」、「不燃物の処理業務」を適正に遂行し、住民の皆様への安全安心と環境衛生の向上に努めております。

常備消防及び救急業務の現況につきましては、先の 2 月定例議会の際に、速報として、平成 2 6 年の火災・救急の概要を御説明いたしておりましたが、平成 2 6 年消防年報がまとまりましたので、議案とともに配布させていただいております。

また、従前より策定を進めておりました「消防力整備計画書」につきましても、平成27年度から今後10年間の計画を定めましたので、併せてお配りをさせていただいております。

さて、北部九州の梅雨明けは、例年よりも10日遅く、全国でも最後となりましたが、異常気象の影響か、例年とは違った様相となっております。

しかしながら、昨年同様、全国的には猛暑で、熱中症で搬送される方のニュースが、テレビ等で報道されない日がない状況であり、本圏域内におきましても、同様の状況であります。

今年の夏も、猛暑が続くと言われておりますが、本圏域内の熱中症の搬送につきましては、消防庁が昨年より1ヶ月早く調査を開始したことによりまして、4月27日から7月31日現在の状況を、昨年同期と比較いたしますと、梅雨明けが遅れ、比較的猛暑日が少なかったこともあって、過去最多でありました昨年の53名より10名少ない43名となっております。

内訳は、死亡者が1名（雲仙市千々石町）、重傷者が3名、中等症者が10名、軽症者が29名となっております。

年齢構成別でございますけれども、0歳から17歳までが12名、18歳から39歳までが6名、40歳から64歳までが10名、65歳以上が15名で、搬送者の対象も高齢者だけとは限らない状況でございます。

今後も、救急業務におきましては迅速な対応に努めてまいりたいと思っております。

既に御承知のことではございますけれども、諫早消防署新庁舎建設事業、消防救急無線デジタル化整備事業、高機能消防指令システム整備業務の大型事業が完了し、順調に運営が進められております。

職員におきましては、整備されました訓練棟におきまして、日々、救助技術の研鑽に励んでおります。

来る8月29日には、消防救助隊員の甲子園大会と言われております、全国消防救助技術大会が兵庫県神戸市で開催されます。

本組合からも、ロープ応用登はんチーム及びほふく救出チームが出場いたします。

日頃の訓練の成果を十二分に発揮し、良い成績を収めてくれるものと期待をいたしております。

不燃物の処理業務につきましては、諫早市、雲仙市の協力のもと、搬入されます不燃性廃棄物の適正処理とリサイクル率の向上に努め、日々の処理業務を進めているところでございます。

今後も、両市との連携に努め、事業の推進を図ってまいりたいと思っております。

なお、監査委員の人事案件を含め、提出させていただいております各議案につきましては、事務局長より説明をいたさせますので、御了承を賜りたいと存じます。

どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、私からの総括説明を終わらせていただきます。

よろしくようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

次に、日程第3、議案第10号「財産の取得について（救助工作車Ⅱ型（4WD）の購入）」についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（北村雅史君）

それでは、議案第10号「財産の取得について（救助工作車Ⅱ型（4WD）の購入）」について御説明申し上げます。

本件は、諫早消防署の救助工作車の老朽化に伴う更新のための購入について、「県央地域広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札の結果につきましては、お手元に配布いたしております議案第10号資料1／3ページの結果表に記載のとおりでございます。

取得価格は、86,076,000円、契約の相手方は、長崎市竹の久保町11番3号 ヤナセ産業株式会社 代表取締役 梁瀬 正輝でございます。

物品売買仮契約書につきましては、同資料の2／3ページのとおりでございます。

取得いたします救助工作車Ⅱ型は、同資料の3／3ページにございます写真と同型の車両となっております。

なお、当該車両につきましては、諫早消防署に配備するものでございます。

以上で議案第10号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第10号に対する質疑に入ります。

○土井信幸君

この車の車種をまず教えて下さい。

あと、メーカーが、今3社の競争入札ですけれども、メーカーが何社あるのか、取り扱うディーラーが何社くらいあるのか、そのあたりの御説明をお願いいたします。

○事務局長（北村雅史君）

これにつきましては、取扱いの業者といたしましては3社でございます。ベース車両自体は一般車両でございますけれども、この経費のほとんどが艤装にかかる経費でございます。こういう特殊車両の場合は手作りということもございまして、実際に作業をする会社というのがこのように数少ないという状況でございます。今回のベース車両につきましては、ちょっと今手元に持ち合わせございません。

よろしくをお願いいたします。

○土井信幸君

多分今回もメーカーは日野かなと思いますけれども、今回いただいた消防年報で、35・36・37頁に車両の保有状況が載っております。何気なく見ておりましたけれども、ちょっと気づいたのは、この救助工作車はみんな日野ですね。そして救急車はトヨタと、消防ポンプ車はいすゞと日野と、広報車あたりは日産ということで、ほぼ住み分けができているようですけれども、これは前もってこういう取り決めというのがあるのですか。

○事務局長（北村雅史君）

先ほどお尋ねいただきましたベース車両でございますけれども、工作車の場合は日野といすゞのみということになっているようでございます。

あと、今お話にございました車両につきましては救急車の場合はトヨタと日産となっており、どうしても限られる部分がございます。あとの事務連絡車とか指揮車とかいう一般車両につきましては特段の制限はございませんで、入札の結果でありまして、過去の分を見ましても日産があり、トヨタがあり、ホンダがあり、スバルがありというような状況になっております。

以上でございます。

○土井信幸君

偶然かもしれませんがですね、そういう競争入札の特典があつてののかどうなのかという、偶然にもこういう偏ったと言いますか、適当に散らばった配置になっておりますけれども、見てわかるとおり救急車はみんなトヨタです。救助工作車は日野ですね。

そういうことで、ぜひ競争入札のそういう特典を活かしていただきたいと思っておりますが、そのあたりどうですか。

○事務局長（北村雅史君）

一番最初に申しあげましたとおり、入札に付する時につきましては艀装する会社の方を指名してやっております。その中で実際に艀装をする会社が提供を受ける車両、先ほど言いましたとおりベース車両もどうしても2社程度に限られてくるということもございまして、そこは私どもの方で選択のしようがない部分でございます。

そして、これも先ほど申しました、一般車両につきましても仕様上、対象となる車両を広くしておりますので、地元の業者、ディーラー、そういうところを含めて入札をやっております。

その点では、極力幅広く採れるようには努力はしているつもりではおりますけれども、今後ともいろいろな情報を仕入れながら対応してまいりたいと思っております。

○北村貴寿君

消防年報の35頁の諫早消防署のNo.6の救助工作車を入れ替えるということで考えていいんですね。議運での説明では平成9年から18年経過したのでと書いてあるのですが、ここでは平成10年になっているんですけれども、どっちが正しいのですか。

○事務局長（北村雅史君）

説明した9年というのは9年度でございます。9年度に購入した分で年明けの10年に納車となっております。

今回の救助工作車も、今回ご承認いただければ、本契約をいたしまして、納期は来年の3月の中頃となる予定でございます。

以上でございます。

○北村貴寿君

年度ですね。失礼しました。

そしたらこの古い方の走行距離と、入れ替えた後に有効活用されるのかどうか。されるんだったらどこに行くのかとかご教示ください。

○事務局長（北村雅史君）

これは先の臨時会の時も救急車の関係とかで、他の車両の関係でお尋ねがあったと思

いますけれども、救急車につきましては病院等に無償譲渡という格好で提供しておりますけれども、その他の車両につきましては全国的に見ますと、東南アジアとかに一部提供しているところもあるようでございますけれども、なかなかそういう手続きを経るについても課題があるようでございまして、私どもの場合はそういう、海外とかいう格好にはならないということで、また妙な部分に悪用されないということで、きちんと鉄屑として処分ができるところまで確認をするということで有価物として回収をさせていただいているところでございます。

走行距離については今確認をしておりますので後程報告させていただきます。

○消防長（西原直之君）

走行距離につきましては59,000kmです。

○議長（山口隆一郎君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

ほかになければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第10号「財産の取得について（救助工作車Ⅱ型（4WD）の購入）」は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、議案第10号は原案どおり可決されました。

次に、日程第4、議案11号「平成26年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（北村雅史君）

それでは、「平成26年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算」についてご説明申し上げます。本案は地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員

の意見を付しまして議会の認定に付するものでございます。

本日は、議案といたしまして平成26年度歳入歳出決算書、資料といたしまして決算書資料、また、付属説明資料といたしましては主要施策の成果説明書、監査委員からの審査意見書、決算説明資料を配布させていただいております。

それでは、「平成26年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算」について御説明申し上げます。

お手元に配布しております決算書の1頁、2頁を御覧ください。一般会計歳入歳出総括表でございます。

収入済額55億3,371万5,050円に対して、支出済額53億7,362万6,731円となっており、歳入歳出差引残額は1億6,008万8,319円でございます。

予算額に対する歳入歳出の決算額の執行率は、歳入が102.2%、歳出が99.3%となっております。

次に、歳入歳出予算に係る歳計現金等の保管状況について御報告いたします。

決算書の5頁を御覧ください、

基金につきましては、5款（財産収入）を御覧ください。

各基金の現金保管運用は、指定及び指定代理金融機関であります十八銀行と親和銀行の2行に対しまして利率交渉を行い、定期預金として保管運用いたしております。26年度は25万6,374円の利息が生じております。

基金以外の歳計現金は、預金として保管運用を行っております、8款（諸収入）1項の預金利子の欄にありますように合計12万5,113円の利息が生じております。

次に、歳入歳出の詳細につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入の方から御説明申し上げますので、決算書の11頁～12頁をお開きください。

1款 分担金及び負担金は、予算現額23億7,164万3千円に対し、調定額・収入済額共に23億7,164万3,438円となっております。

補正内容といたしましては、諫早消防署新庁舎整備及びデジタル整備事業等の起債利率の確定による減額、高速国道救急業務支弁金の確定に伴う減額で合わせて1,680万円の減額補正をいたしております。

内容について御説明申し上げます。

1節 総務負担金4,987万2千円は、管理経費の議会費・総務管理費・監査委員費の財源としての負担金でございます。構成3市の負担金は、必要経費総額を不燃物処理事業費と消防事業費の経費に対して、それぞれに人口割80%、平等割20%で算出

し、負担していただいております。

2節 不燃物処理事業負担金1億3,835万1千円は、不燃物処理施設の管理運営に係る財源としての負担金でございまして、諫早市、雲仙市の2市の処理に係る分で、人口割で算出いたしております。

3節 消防費負担金の経常経費負担金は18億2,235万6千円でございまして、常備消防及び救急業務に関する負担金でございまして。

必要経費を26年度からの新基準を適用した、職員配置割75%、人口割25%の負担率で各市の負担額を算定いたしております。

なお、この割合は経過措置によるもので、27年度は80%と20%、28年度以降は85%と15%となります。

施設整備基金積立負担金、退職手当基金積立負担金、庁舎建設起債償還負担金、車両起債償還負担金につきましては、経常経費と同じ負担率で各市の負担額を算定いたしております。

4節 衛生債元利償還金特別負担金の不燃物処理事業負担金110万2千円は、平成11年度に建設した保管施設に係る起債償還額の50%が不燃物処理施設のある地元市へ交付税措置されたことに伴い、諫早市から受け入れたものでございます。

なお、当該償還は、平成26年度で完済いたしております。

5節 消防債元利償還金特別負担金は、地元市で負担していただく償還額で、諫早市については諫早市の事情で移転いたしました、西諫早分署の建設費（30年度完了）、雲仙市につきましては愛野分署敷地造成費（27年度完了）及び消防救急無線デジタル整備に伴います各構成市の消防団車両受令機整備負担金に係る分でございます。

6節 高速国道救急業務特別負担金は、西日本高速道路株式会社から高速道路における救急業務の運営に関する支弁金でございまして。

積算の基礎となります人口規模の関係から組合で請求するよりも、インターチェンジを有する該当2市から個別に請求した支弁金の合計の方が多くなるため、請求関係事務を諫早市と大村市にそれぞれ行ってもらい、両市に納付された支弁金を組合へ納入していただいているという内容でございまして。

7節 市単年度特別負担金は、大村消防署の梯子付消防ポンプ自動車購入に伴う大村市からの負担金でございまして。

2款 使用料及び手数料は、予算に対し、248万4,700円の収入増となっております。これは、消防事務手数料が見込みよりも増となったことによるものでございます。

5款 財産収入は先程御説明申しあげましたとおりでございます。

次に13頁～14頁の6款 繰入金でございますが、退職手当基金、施設整備基金からの繰入金となっております。

このうち、退職手当基金繰入金は、総務課職員、消防職員の退職金に充当したものでございます。施設整備基金繰入金につきましては、不燃物処理施設の受入供給コンベア上部フレーム等の取替工事、諫早消防署新庁舎建設事業費等の財源として繰入れたものでございます。

補正内容は、退職手当基金繰入金で、消防職員中途退職者1名分を増額補正、施設整備基金繰入金で、諫早消防署新庁舎建設事業費等の確定に伴う減額補正を行っております。

7款 繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

詳細につきましては備考欄に記載のとおりでございます。

繰越金における補正予算につきましては、不燃物再生センターの出入口改修工事、消防車両起債の繰上償還、衛生費及び消防費における余剰金の基金積立によるものとなっております。

8款1項 預金利子につきましても先程御説明したとおりでございます。

8款2項 雑入につきましては、2,532万9,570円の収入増となっております。

これは、不燃性有価物の売却代が当初見込金額を大幅に上回ったことが、主な理由でございます。

補正予算額22万5千円は、諫早消防署新庁舎用地に対して高压電線路の架設のための地役権設定がなされまして、その対価分を増額補正をいたしております。

次に15頁～16頁の9款 組合債は、諫早消防署新庁舎建設、消防救急無線デジタル化整備、高機能指令システム整備、及び車両更新に伴う事業費分となっております。

補正内容は、各事業費の確定に伴うものでございます。

以上の歳入合計は、一番下の欄にございますとおり、予算現額54億1,302万1千円に対し、調定額・収入済額共に同額の55億3,371万5,050円で1億2,069万4,050円の収入増となっております。

次に、歳出について御説明いたしますので、17頁～18頁をお開き下さい。

1款 議会費でございます。

予算現額57万8千円に対し、支出済額46万5,330円で、執行率は80.5%でございます。

この経費は、組合議会の運営に係るものでございます。

2款 総務費でございます。

1項 総務管理費は、予算現額6,875万1千円に対し、支出済額6,815万8,983円で、執行率は99.1%でございます。

この経費は、組合事務局の運営経費で、事務局職員の人件費、事務費等となっておりますが、26年度は1名の定年退職がっております。

次に19頁～20頁の、2項 監査委員費については、予算現額58万5千円に対し、支出済額44万4,192円で、執行率は75.9%でございます。この経費は、監査事務に係るものでございます。

次に、19頁～24頁の、3款 衛生費 1項 不燃物処理事業費でございます。

予算現額2億2,387万1千円に対し、支出済額2億2,241万8,108円で、執行率は99.4%でございます。

不燃性廃棄物を適正に処分するとともに、リサイクル促進を進め、有価物回収と入札による有利な売却に努めて、収益を上げることで構成市の負担金の低減を行っているところでございます。

処理機等の延命を図るため、年次計画的に改修工事等を行ってきておりますが、平成26年度は分別処理機の受け入れ供給コンベアの上部フレームの改修を行っております。また、場内の地盤沈下によりトラックスケールの抜け上がりが発生し、業務に支障をきたしておりましたので、周辺路盤のかさ上げ等を行ったところでございます。

不用額の主なものにつきましては、委託料及び工事請負費で入札の執行残によるものとなっております。

次に、23頁～34頁の、4款 消防費 1項 消防費でございます。

予算現額 49億8,241万円に対し、支出済額 49億4,931万5,166円で、執行率は99.3%でございます。

この経費は、消防救急業務に係るもので、その大半は消防職員の人件費となっております。平成26年度の特徴的内容としては、29項～32項に記載しております前年度からの継続事業であります、諫早消防署新庁舎建設事業、消防救急無線デジタル化整備事業、単年度事業として行いました高機能指令システム構築に係る経費がありまして、総額約24億7千万円の事業となっております。

不用額の主なものにつきまして御説明申しあげます。

まず、23項～31項の1目 消防運営費でございますが、12節 役務費については、消防救急無線デジタル整備工事に伴いますバックアップ用の光回線の使用料の負担発生期間が当初予定よりも短くなったことに伴いまして、回線使用料に不用額が生じた

こと、13節 委託料については26年度に実施いたしました高機能指令システム整備業務に伴いまして、従来の指令システム機器等の保守点検につきまして、一部執行を保留したこと等によるものでございます。

31～32頁の2目 消防施設費については、15節 工事請負費において、指令システムの保守管理のために毎年行う補修工事費分を予算計上いたしておりましたが、26年度は新しく高機能指令システムの整備を行ってございましたので、その執行を留保したことが主なものでございます。

31頁から34頁の3目 消防建設事業費については、15節 工事請負費において、諫早消防署新庁舎建設事業関係分及び消防救急無線デジタル化整備事業の事業費確定に伴う執行残によるものでございます。

次に、35頁～36頁の、5款 公債費でございますが、予算現額1億3,282万6千円、支出済額1億3,282万4,952円でございます。

内訳につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

なお、平成25年度において、救急車2台を無償譲渡したため、借入残額につきまして、備考欄に記載のとおり元金の繰上償還を行っております。

6款 予備費については、支出がございませんでした。

以上の歳出合計が、一番下の欄でございます、予算現額54億1,302万1千円に対し、支出済額53億7,362万6,731円、予算に対する執行率は99.3%となっております。

不用額3,939万4,269円につきましては、平成27年度の補正予算の財源及び基金の積立てとして予定をいたしておるところでございます。

次に37頁をお開きください。「実質収支に関する調書」でございます。

歳入総額から歳出総額を差し引きますと、歳入歳出差引額は1億6,008万8千円となります。

翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、同額の1億6,008万8千円となります。

次に、39頁～40頁の「財産に関する調書」でございますが、建物の非木造の部におきまして、記載のとおり、新諫早消防署及びデジタル整備に伴います、飯盛、小長井の前進基地局の新設に伴いましての増がっております。

物品につきましては、41頁～42頁に記載のとおりで、取得価格が1件100万円以上の物品及び自動車類を記載しております。

平成26年度中の増減につきましては、消防本部において、大村消防署の梯子付消防自動車1台の更新に伴う増と減、諫早消防署の高規格救急自動車1台の増、その他車両

の一般車で、消防本部、大村消防署分の更新がっております。

なお、諫早消防署の高規格救急自動車は久原分署用として利用するため廃車はしておりません。

また、その他車両の一般車で、消防本部分につきましては、廃車いたしましたので、記載のとおり1台の減、大村消防署分につきましては、久原分署用として利用するため廃車はいたしておりません。

基金の現在高につきましては、最後の43頁に記載のとおりでございます。

以上で、決算書の説明を終わらせていただきます。

次に、平成26年度決算書資料を配付いたしておりますので簡単に御説明申し上げます。

1頁は、一般会計歳入歳出決算総括表でございます。

先程、御説明いたしました一般会計の歳入歳出決算状況を1表にして取りまとめたものでございます。

2頁から3頁には、一般会計予算決算対比及び前年度比較表を歳入と歳出についてそれぞれ記載させていただいております。

4頁から5頁は、一般会計決算額歳入・歳出の前年度との比較を、目的別及び性質別に振り分けて表したものでございます。

6頁は、構成市の負担金の決算額を前年度と比較したものでございます。

7頁は、衛生債及び消防債の平成28年度までの償還年次表でございます。決算年度末の未償還元金の合計は41億8,725万9,426円となっております。

8頁は、一般会計基金の決算状況表でございます。26年度末現在高は8億1,222万1,841円となっております。

9頁から10頁は、不燃物処理事業にかかる搬入量及びプレス類等有価物の過去3年間の売却実績を表したものとなっております。

11頁から14頁は、消防手数料の収納内訳でございます。

15頁は、衛生費及び消防費の普通建設事業の内訳となっております。

決算書及び資料の説明は以上で終わらせていただきます。

次に主要施策の成果説明書を御覧いただきたいと思います。これは組合が実施しております事業の概要を記載しておりますので、後程御覧いただければと思っております。

次に、監査委員の意見審査書を添付させていただいております。資金運用状況も含めたところでの審査となっております。審査結果と審査意見につきましては1頁から2頁に記載されているとおりでございます。

平成26年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の概要につきましては

以上のとおりでございます。

ここで、議案と一緒に配布させていただいております「消防力整備計画書」につきまして、簡単に説明を申しあげたいと思っております。

この整備計画の策定につきましては、平成25年3月の臨時議会に際しまして全員協議会の場で整備計画（案）の骨子をお示しいたしまして、策定する意義と盛り込む項目の案につきまして説明をさせていただいたところでは、

この骨子に掲げていた内容を踏まえまして検討を進めてまいりましたが、この度、構成市にも素案を提示して、意見を求めて調整を行ったうえで整備計画書を策定いたしましたので、配布をさせていただいたところでございます。

それでは、主な内容について簡単に御説明いたします。

1頁では、本計画の位置づけを、消防組織法に基づく消防計画の部門別計画であるということで位置づけをいたしております。

3頁では、計画期間を平成27年度から平成36年度までの10年間といたしております。

5頁からは、消防力の現状と災害の分析について掲載をいたしております。

13頁では、小浜消防署をはじめとする老朽消防庁舎の建て替えの検討を進めることを掲げております。消防庁舎整備においては、県央消防の身の丈に合った規模の内容とするものとし、建て替えの順序等は地元市からの用地提供等の諸事情も考慮して判断することといたしております。

15頁には、現在運用を行っております車両更新の基準を掲載しております。

21頁では、消防団との連携について、22頁からは、大規模災害時の対応と広域連携体制の推進を掲げております。

24頁からは、行財政改革の推進として、計画的な財源の確保と定員の適正管理を掲げております。財源の確保については、平成26年度からの消防負担金の新基準適用についても記載をいたしております。

以上が消防力整備計画書の主な内容となっております。

本消防力整備計画に沿って、今後とも、圏域住民の安全安心への期待に十分にこたえていくとともに、監査委員の審査意見にもありますとおり、当組合の歳入財源の大部分が負担金で賄われていることに鑑みましてなお一層の健全財政の確保に努めてまいりたいと存じております。

以上で、議案第11号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第11号に対する質疑に入りますが、本案は、歳入、歳出、財産に関する調書をそれぞれ区分し、歳出から順次、款を追って質疑に入ります。

先ず、1款、議会費について、頁は、17頁、18頁であります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、次に、2款、総務費について、頁は、17頁から20頁までであります。

（「なし」と言う者あり）

○北村貴寿君

18頁の一番下の委託料のホームページ維持管理委託料と、インターネット回線セキュリティ委託料、多分これ随契だと思っておりますが、業者の名前を教えてください。

○事務局長（北村雅史君）

ホームページにつきましては独自で持たずにレンタルサーバー方式でやっております、諫早市に存在します障害者の支援施設でありますワイドビジョンという施設がございます。そちらの方に管理をお願いいたしているところでございます。

それから、インターネット回線のセキュリティ委託料でございますけれども、これは27年度からはなくなっているんですけれども、26年度までは事務局の方で事務局内のLANを構築し、それからインターネット接続もしておりましたので安全対策をとるということでやっておりました。

その分につきましては事務局の内部LANを組んでサーバーシステムで運用しておりましたので、サーバーの管理をしておりました、長崎の扇精光に委託をしておりました。

現在は、今度は個別ではなく県央組合全体として出先の所も含めたところでの一括のネットワークを組んでおりますので、セキュリティ対策につきましても一括でやっているとございます。

以上でございます。

○千住良治君

私はホームページの維持管理料の所なのですが、この組合議会の会議録といいますか、という部分はホームページとかにも載ってないような感じがしたのですが、今後載せる予定とかはないのでしょうか。

○事務局長（北村雅史君）

組合の条例等につきましても現在載せておりません。

あとはレンタルサーバーの容量の部分も出てまいりますので、全部載せきれるかというのは別にして、サーバー容量の増の問題等々も含めて少し検討させていただければと思っております。

○議長（山口隆一郎君）

ほかにございせんか。

ほかになければ、次に、3款、衛生費について、頁は、19頁から24頁までであります。

○土井信幸君

22頁でございますけれども、委託料で不燃性廃棄物処理業務委託料。この積算根拠を少し教えていただきたいんですけども。

○事務局長（北村雅史君）

積算につきましては、人件費、それから車両関係費、消耗品類、それから大きい改修は私どもでやりますけれども少額の分については受託者の方でやっていただくという意味での整備工事、こういうものをみております。

車両については、5台分の減価償却法式で算定したものということでしておりますし、他には、消耗品類については作業服とか工具類とかをみております。

定期補修関係に伴う軽微な部分としてはプレス機等の整備経費であるとか、それから供給コンベアとかいくつもあります、その大規模ではない部分の修繕をさせていただく経費として積算をしているところでございます。

以上でございます。

○土井信幸君

ここで人件費は大体何パーセント位になっていますか。

○事務局長（北村雅史君）

今資料を準備しておりますので後ほど回答させていただきます。

○議長（山口隆一郎君）

ほかにございせんか

(「なし」と言う者あり)

なければ、次に、4款、消防費について、頁は、23頁から34頁までであります。

○北村貴寿君

すみません、私、県央議会で初めて決算書を見るので色々ご教示いただきたいのですが、けれども、不用額が3,300万円となっているのですが、大体これ位毎年出るものなんですか。どうなんですか。今年が突出して多かったということなのかどうかということをおしよつと。

○事務局長(北村雅史君)

大体例年そのようなもので、冒頭で説明しましたように最終的に1億6,000万円ほどの繰越になるというような御報告をいたしております。

結局私どもの方は自主財源というものがほぼゼロでありますので、構成市からの負担金が来ないと運転ができない状況でございます。

一期目の納入をいただくのが4月末ということになっておりまして、そういうことから年度当初の発生経費として、4月の人件費、その他大型の契約等がございまして、人件費は消防職員だけ見ましても1億円を超える金を4月分として賄わないといけないものですから、例年大体1億5,000万円前後、総額で繰越をし、運転資金とすることとしております。最終的には残余の分を補正予算に充当しても余った分については、2月議会において積立をさせて頂くという格好での繰返しをいたしているところでございます。

○北村貴寿君

はい、わかりました。

そういういろいろな事情があるというような、要は資金繰りの兼ね合いだと思うのですが、そうであるならば、不用額というような記載があるというのは格好が悪いなというような気がするのですが何か工夫ができるのであれば、いきなりここでどうこうという話ではないのですけれども、そういうところも検討していただければなと思うのですが。それはもう提案ということで。

以上です。

○土井信幸君

24頁をお願いいたします。消防運営費の21億9,333万2,316円のうちの

決算説明資料では、人件費が241人分17億3,900万あまりですけれども、これは26年度の決算と申しますけれども人件費は241名で間違いありませんか。

○事務局長（北村雅史君）

その数で間違いありません。これは定数職員と、それから前倒しの職員がおりますので、消防の場合はご存じのように半年間は消防学校の方で訓練をするという部分がございます、その部分が人間的にはプラスになっているという運用がございますのでその部分での数が出てくるかと思っております。

先程お尋ねいただきました衛生費での人件費の委託料の中の割合ですけれども、約5割、ほとんど手作業での分別になるものですからどうしても人件費がかかるということで委託料の約5割が人件費というような内訳になっているようでございます。

○土井信幸君

この人件費、今ふたつありましたけれども消防の方です。予算の説明の時には237名で説明があっているのですよね。2月の予算の説明ですね。それがひとつですね。

それと、衛生の方ですが非常にあそこは暑苦しいと思うんですよ、それで熱中症の方に十分注意してもらいたいと思っております。熱中症にならないようにそれなりの手当をお願いしたいと思います。

それともうひとつですね。34頁でございますけれども、久原分署の件でお尋ねいたします。昨日久原分署に視察というか見学に行ってきました。消防の方には大変迷惑かけまして、丁寧に説明していただきました。ありがとうございました。

そこです、あの病院の中に設置してありますけれども、その設置になった経緯ですね、多分以前からおられた人はよく分かっていると思いますけれども、私は4月からでございますのでその辺の経緯ですね、それとセンターに設置したメリットですね、それと、所有は病院の所有としてありましたので貸借の形態ですね。その3点をお尋ねいたします。

○事務局長（北村雅史君）

先程お尋ねいただきました職員数の241ですけれども、消防職員が237名です。それから再任用が26年度は4名ございました。237と4名足しての241でございます。

先程少し説明いたしました、前倒しで翌年退職者分を採用しているというのを申しましたけれども、その部分については条例改正をいたしまして定数の内数に入れまして、

それは27年度から運用してきているところでございます。

それと、久原分署のお話をいただきましたが、久原分署につきましては、大村市から平成21年に大村市の南部地域の消防力強化に向けた分署の整備についての要望書が組合に出されております。その後平成24年に独立行政法人国立病院機構長崎医療センターの方から人材育成センター整備の計画の提案がございまして、その機能の一つとして消防施設を併設するという内容であったことから具体化に向けて進めてきておりました。

人材育成センターが、昨年4月15日に着工となったことから、長崎医療センターと分署設置に係る基本協定を結ぶことになりました。

最終的には、相手方の医療センター側の意向がございまして、建物自体は医療センターの財産とする、分署につきましては賃貸借契約によって入居するというような位置づけになったところでございます。

賃貸借料につきましては、建設負担金相当額を建物の償却期間でございまして29年間で分割するという形で設定をすることになりまして、年額で約340万円という内容で賃貸契約を締結いたしまして、本年4月1日から運用を開始したところでございます。

久原分署の整備につきましては、先程申しましたとおり建物自体は医療センターの持ち物でございますが、分署として運用していくためには、無線設備であるとか、指令システムであるとか諸々必要機材がございまして、そういう整備等も必要になってまいります。

その分は先程の契約金額外でございまして別途予算計上して対応してまいったところでございます。

あと、メリットというふうなことでおっしゃいましたけれども、署、分署を建設するに際しましては、用地は基本的に地元市が提供していただかなければならない、そして上物については組合として負担していく、ということになっております。

そういう意味では医療センターの施設の中に同居するということは、まず大村市の土地提供経費が不要になってくるという部分、それから合築的な要素になってきますので、建設コストが若干安くなる。先程言いました340万円を29年で計算いたしますと、9,800万円位になります。ところが独立で建物を造りますと、ざっくり試算しますと1億3,000万円から1億4,000万円位になりますので、そういう部分は基礎の構築費等が共有化されます部分で組合としての負担が薄くなるというメリットがあるのかなと思っております。

それと一番のメリットは、もともと医療センターが考えておりますのが、この医療センターというのは、緊急医療に携わる医師を育成していこうというのが目的でございます。

そういう中で、病院の中での研修だけではなくて、将来的には救急車に同乗させてみたりしながら現場活動も含めた、そういう実務経験をさせながら緊急医療体制を構築していこうというのがもともとの医療センターを整備する基本ポリシーというふうにお伺いしております。

どの時期からなのかというのは具体的にはないようではございますけれども、そういうものを含めたところの中でのメリットが出てくるのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○土井信幸君

しつこいようでございますけど、人件費です。26年第1回2月の議事録には消防本部管理事務は237名の人件費が主なものであるということです。

先程千住議員の方からインターネットに載ってないということがありましたので、私も半日位探しましたが載っていませんでしたので議事録をいただいてですね、そこでちょっと眺めてみたところ237名ということですね。実際は決算の方は241名で決算をしてありますので、その辺の差異がどこにあるのかと思って質問をいたしました。

以上です。

○事務局長（北村雅史君）

先程冒頭に申したつもりだったんですけれども、消防職員の正職員237名、と再任用職員の4名で241名ということでございます。

以上でございます。

○相浦喜代子君

不用額について北村議員が相対的なことでご質問があったんですが、まずもってこの26頁委託料の471万6,676円はこの備考には本部関係、諫早消防署関係、大村消防署関係、小浜消防署関係ということで区分けがございますのでわかりましたら、それぞれの消防署の中で最も大きかった不用額についてお尋ねをいたします。

また同じような質問で、30頁の14 使用料及び賃貸料につきましては、ごめんなさい、私がちょっと聞き漏らしたところもありましたので258万8,500円の不用額の主なもの、それと最後に34頁の工事請負費の910万6,206円ですが、これはそれぞれ4つの工事費の分が合算されての不用額だと思いますが、この分で不用額の一番大きなものについてお伺いします。

○事務局長（北村雅史君）

それでは、本部、各署別にということでございますので、お答え申し上げたいと思っております。

消防運営費につきましては、消防本部の方では金額が一番大きいのは役務費となっております。

この分については先程申しました光回線の部分の運用がこちら側で負担すべき期間が短くなったということで通信運搬料で500万円弱の執行残が出ているところでございます。

これが一番大きいものでございます。

それから諫早消防署につきましては、需用費で150万円程の残がでております。これにつきましては金額の大きいものは燃料費、それから医薬材料費となっております。

こちら辺については構えの予算でございますので、それだけ出動に要する機会が少なかったり、また若干、燃料代が高くなった部分がちょっと一息ついた時期もありましたし、そういう部分、それから医薬材料費については、救急業務での使用量が想定よりも少なくてすんだとか、そういうことによるものと思っております。

それから大村署につきましては、これもやはり需用費が一番大きくて、需用費の合計で41万4,000円ほどの残となっております。

内訳的には燃料関係の分が32万円程というような内容でございます。

それから、小浜署もやはり同じく需用費がメインでございまして、28万円程の残となっております。この場合は消耗品費が16万円程、燃料費が5万円程というような内容となっております。

大体この様な内容でございます。

それから、使用料につきましては、公舎、3署の署長の官舎というのは公費で借り上げるようになっております。それというのは、それぞれの署の所在市内に署長は在住するということが基本になっている関係で、3署の署長の公舎借り上げ料を計上しておりますが、26年度につきましては、借り上げをしなければならなかった事例というのは小浜消防署だけで、あとはそれぞれの署長はそれぞれの市内にお住まいだったということで、借り上げの必要がなかったということによるものでございます。

それから、工事請負費の残につきましては、2月議会である程度予算を減額させていただいたんですけども、議会が2月の上旬だった部分、それから工事は終わったけれども、その他予想外の追加整備をしなければならない部分が3月末までに出てくる可能性があるということで、その時点で不用だった額を丸々減額せず、構えの分を若干残したという部分の結果がこういう格好で残っているといた内容になっているところでござ

います。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

ほかになければ、次に、5款、公債費について、頁は、35頁から36頁までであります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、次に、6款、予備費について、頁は、35頁から36頁までであります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、次に、歳入全般に対する質疑に入ります。頁は、11頁から16頁までであります。

○土井信幸君

14頁をお願いいたします。

この備考の下から3行目ですけど、地役権設定対価ということですが、最近地役権はなかなか聞きませんですけど、お隣の北島議員が専門でございますが、たまにあるということですけども、ここの場合の用役地、対象地はどういう形なのかお尋ねをします。

○事務局長（北村雅史君）

冒頭の決算の説明の中でも申しあげましたけれども、この分については、そこに見えております高圧線の鉄塔がありますが、この高圧線の架線部分が組合の敷地の上空を通っております、その分に対する地役権設定がなされており、その対価でございます。

以上でございます。

○議長（山口隆一郎君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

ほかになければ、次に、財産に関する調書について、頁は、39頁から42頁までであります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第11号「平成26年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、議案第11号は原案どおり認定されました。

次に、日程第5、議案第12号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（北村雅史君）

議案第12号「監査委員の選任につき同意を求めること」について御説明申し上げます。

本案は、識見を有する監査委員であります 佐藤忠道氏が、平成27年8月23日付で、任期が満了することに伴い、引き続き監査委員に、選任することにつき、県央地域広域市町村圏組合同規約第9条第2項の規定に基づき、議会の同意を必要とするため、この議案を提出するものでございます。

略歴は、別紙に記載のとおりでございます。県央地域広域市町村圏組合監査委員候補者として、4年間の実績からしても適任者であり、御提案申し上げる次第でございます。

以上で、議案第12号の説明を終わらせていただきます。

ご同意賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

○議長（山口隆一郎君）

これより議案第12号「監査委員の選任につき同意を求めることについて」に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第12号は 佐藤忠道さんの選任につき同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、議案第12号は佐藤忠道さんの選任に同意することに決定いたしました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（山口隆一郎君）

御異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては議長に委任することに決定いたしました。

これをもって、平成27年第3回県央地域広域市町村圏組合定例会を閉会いたします。

午後15時10分閉会

以上、会議録を調製し署名する。

県央地域広域市町村圏組合議会

議

長

山口隆一郎

会議録署名議員

相浦喜代子

会議録署名議員

河川伸隆